

**令和 7 年度版**  
**男女共同参画年次報告書**

**令和 8 年 3 月**  
**京田辺市**

## 目 次

### 第 1 部 男女共同参画推進の取組状況

|   |                          |    |
|---|--------------------------|----|
| 1 | 政策・方針決定過程への女性の参画-----    | 1  |
| 2 | 相談及び苦情・意見の状況-----        | 3  |
| 3 | 主な啓発事業-----              | 7  |
| 4 | 女性交流支援ルームの利用状況・取組内容----- | 13 |
| 5 | 市内企業の取組状況-----           | 15 |

### 第 2 部 男女共同参画施策の実施状況

|                   |           |    |
|-------------------|-----------|----|
| 第 3 次京田辺市男女共同参画計画 | 取組状況----- | 16 |
|-------------------|-----------|----|

## **第 1 部**

### **男女共同参画推進の取組状況**



## 1 政策・方針決定過程への女性の参画

### ① 審議会等における女性委員の登用の目標数値

審議会等における女性委員の登用率について、令和3年度から10年間の計画期間とする第3次京田辺市男女共同参画計画（以下、「計画」という。）においては、令和12年度までの目標値を40%、令和7年度までの中間目標値を37%としています。

### ② 審議会等における女性委員の登用状況

審議会等の委員総数981人のうち女性委員は404人でした。女性委員の占める比率は41.2%で、前年比で0.3ポイント減少しました。

| 審議会等<br>設置区分根拠              | 審議会等数 |                             | 委員数 |                  |                  |
|-----------------------------|-------|-----------------------------|-----|------------------|------------------|
|                             |       | うち、<br>女性委員<br>がいる審<br>議会等数 | 人   | うち、<br>女性委員<br>人 | 女性委員<br>の割合<br>% |
| 地方自治法第180条の5に基づく委員会等<br>注)1 | 6     | 4                           | 31  | 7                | 22.6             |
| 地方自治法第202条の3に基づく審議会等<br>注)2 | 47    | 44                          | 630 | 227              | 36.0             |
| その他規則等に基づく審議会等<br>注)3       | 17    | 15                          | 320 | 170              | 76.9             |
| 全審議会等                       | 70    | 63                          | 981 | 404              | 41.2             |

※令和7年4月1日現在調べ。

※注1) 地方自治法第180条の5：（一部抜粋）

執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

一 教育委員会 二 選挙管理委員会 三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会 四 監査委員

③ 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。

一 農業委員会 二 固定資産評価審査委員会

注2) 地方自治法第202条の3：（一部抜粋）

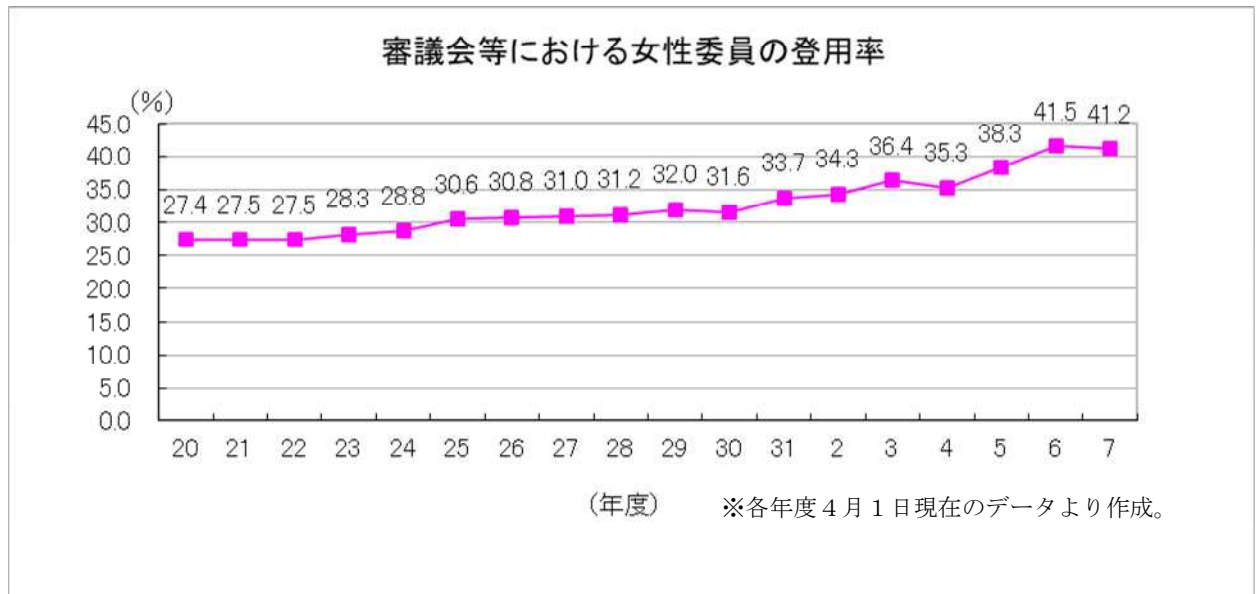
普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

注3) その他規則等に基づく審議会等：市民、学識経験者等からの意見を聴取し、市政に

反映させることを主な目的として、規則、要綱等により設置された審議会、委員会、協議会等

### ③ 審議会等における女性委員の登用状況の推移

審議会等における女性委員の登用率は、次のグラフのとおり推移しています。



### ④ 今後の取り組み

全審議会等における女性の登用率は41.2%で、前年度より0.3ポイント減少しました。

また、第3次京田辺市男女共同参画計画で定める令和7年度の間目標値(37%)に達していない審議会等の数は前年度より1増えて42、うち女性がいらない審議会等の数は前年度より1減り、7となります。

今後も継続して「京田辺市審議会等への女性委員登用推進に向けた指針」に基づいた運用を推進し、女性委員登用率の全体での目標達成をめざすとともに、中には男性委員の割合が低い審議会等もあることから、すべての審議会等において男女のバランスがとれた選任がされるよう、所管課から各団体等へ推薦依頼をする際の参考文例を作成し周知するなど、登用率の改善に取り組んでいきます。

## 2 相談及び苦情・意見の状況

### ① 相談

#### ア 市関係相談事業相談件数

市関係で行っている相談事業での相談件数は、次のとおりでした。

前年度と比べ、女性の相談室は件数が増えています。その他はほぼ昨年と同水準となりました。

市ではこのほか、家庭児童相談室や地域包括支援センターなどでも相談を受け付けており、DVと虐待など、家庭内における問題が併存しているケースも多いことから、各相談窓口で連携して対応しています。

様々な相談ニーズに対応するため、それぞれの相談窓口が今後もPRに努めていくことが重要です。

(単位：件)

| 窓 口           | 相談事業     | 令和<br>6 年度 | 令和<br>7 年度 | 相談者内訳              |       |
|---------------|----------|------------|------------|--------------------|-------|
|               |          |            |            | 男性                 | 女性    |
| 女性交流支援<br>ルーム | 女性の相談室   | 3 8 8      | 5 6 7      |                    | 5 6 7 |
|               | 男性のための相談 | 3          | 4          | 4                  |       |
| 人権啓発推進<br>課   | 一般相談     | 1 9 3      | 1 9 3      | 1 1 8              | 7 5   |
|               | なやみごと相談  | 2 0        | 2 3        | 1 0                | 1 3   |
|               | 無料法律相談   | 1 3 8      | 1 4 2      | 6 6                | 7 6   |
| 障がい福祉課        | ひとやすみコール | 8 0        | 7 7        | 実人数 1 0<br>(内訳非公表) |       |
| 社会福祉協議<br>会   | ふれあい相談室  | 9 5 8      | 9 2 1      | 男女別は<br>不明         |       |
|               | 心配ごと相談   | 1 0        | 6          |                    |       |
|               | 専門相談     | 1 6 6      | 1 6 5      |                    |       |

#### イ 「女性の相談室」相談件数

女性交流支援ルームで行っている「女性の相談室」での相談件数の内訳は、次のとおりとなっています。

相談件数は前年度に比べ179件増加しています。特に一般相談は1.5倍増えており、女性相談のニーズの高まりと、女性の相談室が女性の身近なものとして定着しつつあることがうかがえます。

なお、相談の内、警察や他機関等への連携は6件、市他課への連携・移行は23件ありました。

(単位：件)

| 年 度    | 3     | 4     | 5     | 6     | 7     |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 女性の相談室 | 3 6 7 | 3 4 7 | 2 7 4 | 3 8 8 | 5 6 7 |
| 専門相談   | 7 1   | 7 8   | 6 6   | 7 5   | 8 8   |
| 法律相談   | 2 6   | 2 7   | 2 5   | 2 8   | 3 7   |
| 一般相談   | 2 7 0 | 2 4 2 | 1 8 3 | 2 8 5 | 4 4 2 |

ウ 「女性の相談室」相談実人数

「女性の相談室」の相談実人数は2 6 2人で、過去3年間よりも増えています。

(単位：人)

| 年 度 | 3     | 4     | 5     | 6     | 7     |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 実人数 | 2 4 0 | 2 3 2 | 2 1 5 | 2 4 8 | 2 6 2 |

エ 「女性の相談室」主訴分類別相談件数

法律相談・専門相談・一般相談の相談内容は、今年度は、例年のように「夫婦関係の悩み」が多い一方で、「暮らし」も増加し、「夫婦関係の悩み」と「暮らし」がそれぞれ全体の4分の1を占めました。次いで多かったのは「生き方」でした。

なお、「暮らし」については、全体の8割が同一の相談者によるものでした。

(単位：件)

| 主訴 \ 年度 |         | 3     | 4     | 5     | 6     | 7     |
|---------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1       | 生き方     | 3 9   | 3 1   | 4 1   | 7 7   | 8 9   |
| 2       | こころ     | 5 0   | 7 4   | 3 7   | 1 7   | 3 4   |
| 3       | からだ     | 4     | 1 5   | 4     | 9     | 4     |
| 4       | 仕事・労働   | 1 8   | 1 3   | 7     | 1 1   | 2 8   |
| 5       | 夫婦関係の悩み | 9 6   | 9 7   | 7 2   | 1 0 1 | 1 3 7 |
| 6       | 親子・家庭   | 1 0 2 | 8 6   | 7 0   | 9 3   | 7 4   |
| 7       | 人間関係の悩み | 4 5   | 2 0   | 3 3   | 6 2   | 6 3   |
| 8       | 性・性的被害  | 0     | 0     | 2     | 1     | 0     |
| 9       | 暮らし     | 1 2   | 1 1   | 8     | 1 2   | 1 3 7 |
| 1 0     | その他     | 1     | 0     | 0     | 5     | 1     |
| 合 計     |         | 3 6 7 | 3 4 7 | 2 7 4 | 3 8 8 | 5 6 7 |

オ 「夫婦関係の悩み」の内訳

「夫婦関係の悩み」の内訳では、「別居・離婚」が62件と最も多く、6割、次に「暴力」が58件で多いです。「別居・離婚」には、暴力（主としてモラルハラスメント）も深く関わっていることがあります。ここでいう「暴力」とは、身体的暴力のほか、精神的暴力及び経済的暴力を含みます。

（単位：件）

| 主訴 \ 年度 |              | 3  | 4  | 5  | 6   | 7   |
|---------|--------------|----|----|----|-----|-----|
| 1       | 性格、生活上の不和・不満 | 17 | 11 | 16 | 19  | 15  |
| 2       | 別居・離婚        | 41 | 60 | 42 | 66  | 62  |
| 3       | 性的問題         | 0  | 0  | 0  | 1   | 1   |
| 4       | 暴力           | 35 | 23 | 9  | 13  | 58  |
| 5       | 家出・蒸発        | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   |
| 6       | 婚外関係         | 0  | 1  | 4  | 2   | 0   |
| 7       | 経済的不安、金銭問題   | 3  | 2  | 1  | 0   | 1   |
| 8       | その他          | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   |
| 合 計     |              | 96 | 97 | 72 | 101 | 137 |

カ 女性の就職・チャレンジ相談

平成30年度から、社会福祉法人南山城学園 若年者等就労支援拠点サザン京都と共催で、働きたい女性の就職活動を支援するため、女性キャリアカウンセラー等による適職診断と就職支援個別相談を実施しています。

令和3年度からは、「適職診断」または「性格診断」のどちらかを選択いただき、個別相談を実施しています。

（単位：件）

| 開催回 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第1回 | 4   | 4   | 6   | 5   | 3   |
| 第2回 | 2   | 4   | 3   | 4   | 5   |

キ 男性のための相談

社会の価値観が多様化する中で、悩みを抱える男性に対しても相談の機会を設けるため、「男性のための電話相談」を実施しています。

令和3年度からは年4回程度実施し、男性相談の定着を図っています。

また、必要に応じて週1回実施している京都府の男性相談窓口も案内しています。

(単位：件)

| 開催回 | 3年度 | 4年度 | 5年度 | 6年度 | 7年度 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 第1回 | 2   | 2   | 2   | 1   | 0   |
| 第2回 | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   |
| 第3回 | 0   | 0   | 2   | 1   | 2   |
| 第4回 | 1   | 0   | 1   | 1   | 1   |

② 市の男女共同参画施策に対する苦情・意見

京田辺市男女共同参画推進条例（平成22年京田辺市条例第17号）第15条第1項に基づき、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情・意見は、ありませんでした。

※平成22年10月1日から実施し、令和7年度末まで0件となっています。

### 3 令和7年度に取り組んだ主な啓発事業

#### ① 京たなべ男女共同参画週間事業

国の「男女共同参画週間」に合わせて、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する市民の理解を深めるため、毎年6月23日～同月29日を「京たなべ男女共同参画週間」とし、啓発事業を行っています。

令和7年度は第57次南極地域観測隊に調理隊員として参加された渡貫淳子さんを招いた「フォーラム」、父親を対象とした「子育て講座」、「パネル展」を開催しました。

| 実施内容  | テーマ                                        |
|-------|--------------------------------------------|
| フォーラム | 南極ではたらく～かあちゃん、調理隊員になる～                     |
| 子育て講座 | パパと子どもの身体と日用品を使ったワイルドあそび<br>～「生きる力」を育む子育て～ |

(単位：人(概数))

| 年度        | 3  | 4   | 5   | 6   | 7  |
|-----------|----|-----|-----|-----|----|
| フォーラム参加者数 | 70 | 110 | 120 | 102 | 88 |

#### ② 男女共同参画イベントの支援(京たなべ男女共同参画ふれあい夢フェスタ)

男女共同参画社会の実現のための取組であることを周知するためにイベント名を変更し、男女共同参画週間に合わせ、市民団体による実行委員会形式で実施される「第28回京たなべ男女共同参画ふれあい夢フェスタ」の開催を支援しました。内容は、太神楽パフォーマンス&トーク「円満の秘訣は男女共同参画」や体験ブース、クイズラリーなど。

| サブタイトル                         |
|--------------------------------|
| 知って 感じて 変えていこう！ ～ジェンダー平等をめざして～ |

(単位：団体、人)

| 年度    | 3               | 4  | 5   | 6   | 7   |
|-------|-----------------|----|-----|-----|-----|
| 参加団体数 | 感染症拡大防止のため、開催なし | 9  | 8   | 5   | 6   |
| 参加者数  |                 | 65 | 217 | 229 | 152 |

③ 市民等の活躍事例の発信（『個性キラリ☆自分流』）

男女共同参画の視点からさまざまな分野で活躍される方を、平成23年度から年4人ずつ紹介しています。

令和7年度は「広報ほっと京たなべ」、ホームページ、女性交流支援ルームが発行する「ポケットだより」などで4人の方を紹介しました。

|      |                                         |          |
|------|-----------------------------------------|----------|
| 第57回 | clear life planning 株式会社 代表             | 南 利潔 さん  |
| 第58回 | Beauty Japan NANIWA ファイナリスト             | 佐藤 真理 さん |
| 第59回 | 京田辺市農業委員会農地利用最適化推進委員<br>/Ever Garden 代表 | 村瀬 梓 さん  |
| 第60回 | フードバンク京田辺代表                             | 佐野 良一 さん |

④ 職員研修

市職員の男女共同参画に関する理解を深め、業務に役立てることを目的として、職員研修を実施しました。

令和7年度は、ワークショップ形式での開催となり、職員同士が意見を交換し合い、気づきの多い研修となりました。

| テーマ                                  | 参加者（人） |
|--------------------------------------|--------|
| アンコンシャス・バイアスとハラスメント<br>～無意識の偏見に気づこう～ | 32     |

⑤ 男女共同参画推進のための講座

市民の男女共同参画への意識を高め、各家庭・職場・地域などにおいて男女共同参画がより一層推進されることを目的として、「男女（みんな）いきいき・さんかくセミナー」を開催しました。

2回連続講座を2回開催し、のべ69人が参加されました。

| テーマ |     |                                          | 参加者（人） |
|-----|-----|------------------------------------------|--------|
| 前期  | 第1回 | 今日から出来る！仕事も人生も欲ばるための<br>タイムマネジメント講座      | 23     |
|     | 第2回 | アサーティブ・コミュニケーション<br>～自分らしさを大切に、心をつなぐ対話術～ | 20     |
| 後期  | 第1回 | 今日から出来る！仕事も人生も欲ばるための<br>タイムマネジメント講座      | 14     |
|     | 第2回 | アサーティブ・コミュニケーション<br>～自分らしさを大切に、心をつなぐ対話術～ | 12     |

⑥ 女性交流支援ルーム講座（ポケット講座）

女性交流支援ルーム「ポケット」の事業の周知や男女共同参画に関する認識・理解を深めることを目的として、男女共同参画の視点に立った啓発や情報発信をする講座「ポケットサロン」を年間4回開催し、のべ24人が参加されました。

| テーマ |                                   | 参加者（人） |
|-----|-----------------------------------|--------|
| 第1回 | あなたの思いを伝えるためにエンディングノートを作成しよう      | 9      |
| 第2回 | 女性の起業、応援します！                      | 8      |
| 第3回 | お肌も心もリフレッシュ！<br>～今日からできるセルフマッサージ～ | 3      |
| 第4回 | DVD「お終活 再春！人生ラブソディ」上映会&交流会        | 4      |

⑦ 子どもを対象とした男女共同参画推進事業

子どもの頃からの男女共同参画への理解促進と、将来を見通した自己形成の推進を図ることを目的として、男女共同参画に関する講座を市立小中学校で開催しました。

子どもたちは、性別にとらわれず誰もが個性を発揮して生きることの大切さや、これからのキャリアについて学びました。

| テーマ                      | 対象         | 参加者（人） |
|--------------------------|------------|--------|
| より良い関係をつくるコミュニケーションを学ぼう！ | 田辺東小学校6年生  | 28     |
| みんなが自分らしく生きるために          | 大住中学校3年生   | 208    |
| 未来の自分をデザインしよう            | 松井ヶ丘小学校5年生 | 106    |

⑧ 男女共同参画推進員の募集・支援

事業所等における男女共同参画を推進するため、男女共同参画推進員を置く事業所及び市民団体を募集し、推進員に対して情報紙による情報提供などの支援を行いました。

| 推進員（人） | 内 訳          |
|--------|--------------|
| 75     | 〔事業所〕 企業 33社 |
|        | 学校等 22校・園    |
|        | 官公庁 5団体      |
|        | その他 10団体     |
|        | 〔市民団体〕 5団体   |

※令和8年3月31日現在

|                   |                         |
|-------------------|-------------------------|
| 推進員情報の発行<br>(年6回) | 85 男女共同参画社会とは           |
|                   | 86 令和7年度版男女共同参画白書について   |
|                   | 87 ハラスメントについて           |
|                   | 88 女性に対する暴力をなくす運動週間について |
|                   | 89 市民意識調査結果（事業所調査結果）    |
|                   | 90 男女共同参画の現状と課題         |

#### ⑨ 男女共同参画推進セミナー

事業所等における男女共同参画推進の取組が拡大することを目的として、男女共同参画推進員と市内の事業所・市民団体等に所属する方を対象としたセミナーを開催しました。

令和7年度は、参加者が参加しやすいように会場とオンラインのハイブリッド開催としました。

| テーマ                                     | 参加者（人） |
|-----------------------------------------|--------|
| 多様な働き方を実現する～育児や介護を乗り越え幸せに働き続けるために必要なこと～ | 18     |

#### ⑩ 男女いきいき実践セミナー

男女が共に参画する地域社会を促進するため、事業所・市民団体が男女共同参画の推進を目的として開催するセミナーへ、講師を派遣する事業をしています。

令和7年度は1つの事業所で開催があり、27名がセミナーに参加されました。

| 事業所・市民団体名 | テーマ                                               | 参加者（人） |
|-----------|---------------------------------------------------|--------|
| 松井ヶ丘小学校   | アンコンシャス・バイアスとジェンダー<br>～子どもたちとつくろう、誰もが安心して過ごせる社会を～ | 27     |

⑪ 男女いきいき地域セミナー

男女が共に参画する地域社会を促進するため、区・自治会が男女共同参画の推進を目的として開催するセミナーへ、講師を派遣する事業をしています。

令和7年度は区・自治会から開催希望する団体はなく、開催はありませんでした。

⑫ 女性の就業支援講座

女性のさまざまな働き方を支援し、女性が就業するのに必要な情報等を得るための講座を、令和3年度から開講しています。

令和7年度は、女性の就業に役立つ実践的なテーマの講座を2回開催し、のべ13人が参加されました。

| テーマ |                                   | 参加者（人） |
|-----|-----------------------------------|--------|
| 第1回 | 就活準備の第一歩！<br>～面接や仕事で活かせるマナーを学ぶ～   | 5      |
| 第2回 | 知っておきたい！社会保険や税金・年金<br>～女性のための働き方～ | 8      |

⑬ 男性の家庭生活向上講座（カジダン講座）

男性の家庭生活への参画を促進するため、男性を対象とした家事の講座を3回開催し、のべ66人（パートナー等を含む）が参加されました。

| テーマ            |                                   | 参加者（人） |
|----------------|-----------------------------------|--------|
| カジダン講座～暮らし活用編～ |                                   |        |
| 第1回            | 家事力アップ！効率よくキレイになる掃除&片付け術（入門編）     | 12     |
| 第2回            | マジックランプを作ろう！～父子でマジシャン～            | 33     |
| 第3回            | はじめての男の料理<br>～簡単な作り置きレシピを作ってみよう！～ | 21     |

⑭ デートDV防止のための教育・啓発事業

デートDV防止啓発カードを2,500枚作成し、イベントや街頭啓発で配布するとともに、市内大学・公共施設等に配架しました。

府立田辺高等学校2年生へはカード配布とともに啓発を行いました。

同志社女子大学では、現代社会学部社会システム学科の授業「女性と社会保障」（2～4回生）において、カード配布・啓発と講義を行いました。

⑮ 女性に対する暴力をなくす運動週間事業

全国一斉に実施される「女性に対する暴力をなくす運動」週間（１１月１２日～１１月２５日）に合わせて、啓発講演会、駅前街頭啓発、パネル展などの啓発事業を実施しました。

| 啓発講演会<br>(兼職員研修) | テーマ                 | 参加者(人) |
|------------------|---------------------|--------|
|                  | DVはなぜ起こるの？自分事として考える | 53     |

⑯ ポケットひろば

令和６年４月に施行された女性支援新法において定義された「困難な問題を抱える女性」を支援する取組の一つとして、気軽に立ち寄り、交流できる「ポケットひろば」を女性交流支援ルームの交流スペースで、令和６年７月から毎月１回開催しました。音楽を聴いたり、心が軽くなる女性におすすめの本について話をするなどの内容で、のべ３人が参加されました。

## 4 女性交流支援ルームの利用状況・取組内容

### ① 女性交流支援ルームの利用状況

女性交流支援ルームの利用は、情報ライブラリー５８１人、交流スペース７８０人、相談５６７人、合わせて１，９２８人の利用がありました。

(単位：人)

|       | 情報ライブラリー | 交流スペース | 相談<br>(電話相談等を含む。) | 合計    |
|-------|----------|--------|-------------------|-------|
| 令和３年度 | ３５１      | ６５２    | ３６７               | １，３７０ |
| 令和４年度 | ４７１      | ７４５    | ３４７               | １，５６３ |
| 令和５年度 | ５５４      | ７５２    | ２７４               | １，５８０ |
| 令和６年度 | ５７０      | ７１３    | ３８８               | １，６７１ |
| 令和７年度 | ５８１      | ７８０    | ５６７               | １，９２８ |

### ② 「ルームだより」の発行

市の取組や関係団体の活動などを紹介するため、年４回、各７７３部を発行し、市内公共施設等に配架しました。

### ③ 情報ライブラリーでの図書等貸出し状況

ルームでは、男女共同参画に関する図書９２５冊、ビデオ・ＤＶＤ１０３本を所有しており、のべ８９（図書６９冊・ＤＶＤ２０本）の貸出利用がありました。今回の図書等選定委員会で新たに購入する図書や廃棄図書について協議し、破損や内容が古くなり現状に適していないものを整理し、４０冊廃棄しました。

今後も図書等をより活用していただけるよう、ＰＲに努めていく必要があります。

|       | 図書（冊） | ビデオ・DVD<br>（本） | 図書等の貸出数<br>（冊・本） |
|-------|-------|----------------|------------------|
| 令和３年度 | ８９８   | ９９             | １２１              |
| 令和４年度 | ９１８   | １００            | １２６              |
| 令和５年度 | ９３５   | １０１            | １１３              |
| 令和６年度 | ９４９   | １０２            | １１５              |
| 令和７年度 | ９２５   | １０３            | ８９               |

※各年度３月３１日現在調べ。

#### ④ 情報ボックス等利用団体登録数

情報ボックス等利用には１０団体の登録があり、交流会を２回開催し、各団体の活動状況報告、意見交換等を行いました。第２回には、「情報発信・つながりづくりのツールとしてのＳＮＳを学ぼう」をテーマに子育て分野の情報発信者による講座を実施しました。

| 年 度 | ３  | ４  | ５  | ６  | ７  |
|-----|----|----|----|----|----|
| 団体数 | １３ | １２ | １２ | １０ | １０ |

#### ⑤ 協催事業

情報ボックス等利用団体など市民団体と協力して開催している協催事業を１３回開催し、のべ１１８人の参加がありました。

|       | 開催回数 | 実施団体数 | 参加者数（人） |
|-------|------|-------|---------|
| 令和３年度 | ２３   | ３     | ６４      |
| 令和４年度 | ２５   | ３     | ８６      |
| 令和５年度 | ２５   | ３     | ８５      |
| 令和６年度 | １３   | ２     | ８２      |
| 令和７年度 | １３   | ２     | １１８     |

## 5 市内企業の取組状況

|                             |     |
|-----------------------------|-----|
| ワーク・ライフ・バランス推進宣言企業          | 31社 |
| 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス<br>認証企業 | 10社 |

(令和8年3月31日現在)

※「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度とは

常時雇用労働者1人以上300人以下の中小企業で、府内に本社のある企業及び府外に本社のある企業の府内事業所を対象として、自社の実情にあったワーク・ライフ・バランスの推進に取り組むことを宣言・登録し、取組を制度化して利用実績が出るなど認証基準を満たせば、「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス認証企業として知事が認証する制度です。(認証期間3年間)



## **第 2 部**

### **男女共同参画施策の実施状況**



### 第3次京田辺市男女共同参画計画 令和7年度取組状況

#### 1 事業実施状況

計画に掲載している全事業のうち、令和7年度に実施を予定していた事業（159事業※）の実施状況は、次のとおりです。

|      |     |        | (参考)         |
|------|-----|--------|--------------|
| 実施状況 | 事業数 | 構成比    | 令和6年度<br>事業数 |
| 実施   | 156 | 98.1%  | 157          |
| 未実施  | 3   | 1.9%   | 4            |
| 廃止   | 0   | 0.0%   | 0            |
| 合 計  | 159 | 100.0% | 161          |

※ 再掲事業9事業を含む。（以下、同じ。）

159事業のうち、令和7年度に実施した事業は156事業（98.1%）でした。

令和7年度の未実施の事業は2事業（うち1事業は再掲事業のため、2事業としてカウント）となりました。

#### 2 実績評価の概要

##### ① 評価の対象

計画において目標を設定して重点的に取り組むこととしている「重点取組」（52事業）を評価の対象としました。

##### ② 評価の主体

各事業の担当課が評価を行いました。

##### ③ 評価の基準

令和7年度の目標水準に対する達成度を基準として、実施内容、男女共同参画の視点で実践した取組などを加味した上で、A～Cの3段階で評価を行いました。

|                                                                    |
|--------------------------------------------------------------------|
| <p>実績評価A：目標水準を上回る</p> <p>実績評価B：概ね目標水準どおり</p> <p>実績評価C：目標水準を下回る</p> |
|--------------------------------------------------------------------|

#### ④ 評価結果

|             |     |        | (参考)         |
|-------------|-----|--------|--------------|
| 実施状況        | 事業数 | 構成比    | 令和6年度<br>事業数 |
| A 目標水準を上回る  | 20  | 38.5%  | 19           |
| B 概ね目標水準どおり | 25  | 48.0%  | 27           |
| C 目標水準を下回る  | 7   | 13.5%  | 7            |
| 合 計         | 52  | 100.0% | 53           |

実績評価Aの事業は20事業、実績評価Bの事業は25事業で、合わせて45事業（86.5%）の事業が、「概ね目標水準どおり」以上の実績となっています。

実績評価Cの7事業のうち、2事業は未実施だったものです。残り5事業については実施できたものの、同様の事業が別途実施されるようになったなどより、目標としていた回数や人数に実績が届きませんでした。

### 3 実績評価一覧

計画に掲載している重点取組（52事業）の令和7年度の実績評価は次表のとおりです。

なお、各取組名の前に付した記号は、以下の区分を示しています。

★＝第3次計画における新規事業

◎＝第2次計画からの拡充事業

○＝第2次計画からの継続事業

## 基本目標 1 性別にとらわれずお互いに認め合う意識の浸透

### (1) 男女共同参画の視点に立った意識改革・社会慣行の見直し

| 番号 | 取組／取組の概要                                                                                                     | 担当課名                           | 指標           | R7 目標 | 実績    | 実績評価 | 備考 |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|--------------|-------|-------|------|----|
| 1  | ◎京たなべ男女共同参画週間事業<br>毎年度、男女共同参画週間に、男女共同参画社会基本法の趣旨とともに、ワーク・ライフ・バランスや新しい生活様式のもとでの男女共同参画について、市民の理解を深めるための啓発を行います。 | 人権啓発推進課                        | フォーラム参加者の満足度 | 90%   | 96.3% | A    |    |
| 2  | ○男女共同参画イベントの支援<br>市民・市民団体による実行委員会形式の男女共同参画イベントを支援します。                                                        | 人権啓発推進課                        | イベントの支援      | 実施    | 実施    | B    |    |
| 3  | ○女性交流支援ルームだよりの発行<br>さまざまな分野で活躍する市民等の紹介や団体の事業や図書の紹介、DVなどについてやその相談窓口の周知等を目的に発行し、市内公共施設等に配架します。                 | 人権啓発推進課                        | ルームだよりの発行    | 4回/年  | 4回/年  | B    |    |
| 9  | ◎LGBTの理解のための啓発<br>市民向け講演会の実施に加え、リーフレットによる啓発や職員向けの研修を実施します。                                                   | 人権啓発推進課                        | 研修参加職員の理解度   | 70%   | 88.5% | A    |    |
| 10 | ★LGBTへの理解促進事業<br>子ども・親・教員向けへの、周知・研修会を開催します。                                                                  | 人権啓発推進課・<br>保育幼稚園課・こども・学校サポート室 | 実施           | 実施    | 実施    | B    |    |
| 13 | ○職員研修の実施<br>市職員の男女共同参画への理解を深めるとともに、公的広報の作成に携わる職員の意識を高めるため、男女共同参画の視点に立った表現などをテーマとした職員研修を行います。                 | 人権啓発推進課                        | 研修参加職員への効果度  | 85%   | 93.8% | A    |    |

## (2) 男女共同参画を推進する教育・学習

| 番号 | 取組／取組の概要                                                                                                               | 担当課名        | 指標       | R7 目標 | 実績    | 実績評価 | 備考                                                                                                         |
|----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|----------|-------|-------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 16 | ◎男女共同参画推進のための講座の開催<br>市民の男女共同参画への意識を高め、各家庭、職場、地域などにおいて男女共同参画がより一層推進されることをめざし、男女共同参画に関連する身近なテーマの講座を開催します。               | 人権啓発推進課     | 参加者の満足度  | 60%   | 96.9% | A    | 2つのテーマで前期、後期の合計4回講座を開催し、興味を持っていただける様にテーマを選定した結果、参加者の満足度は大変高かった。今後も満足度を維持するためのテーマ選びや、参加者を増やすための工夫も検討していきたい。 |
| 17 | ○女性交流支援ルーム（ポケット）講座の開催<br>ルーム事業の周知や男女共同参画に関する認識、理解を深め、エンパワメントを高めることを目的として、日常生活上身近な話題を取り上げ、男女共同参画の視点に立った啓発や情報発信講座を開催します。 | 人権啓発推進課     | 参加者への効果度 | 75%   | 95.8% | A    |                                                                                                            |
| 23 | ○子どもを対象とした男女共同参画推進事業<br>子どもの頃からの男女共同参画への理解促進と将来を見通した自己形成の推進を図るため、市立小中学校等で、男女共同参画に関係するテーマの講座・講演会を開催します。                 | 人権啓発推進課     | 参加者の理解度  | 90%   | 96.7% | A    |                                                                                                            |
| 24 | ○児童・生徒への指導（男女共同参画関係授業の実施）の推進<br>教科学習や道徳、特別活動などの時間を活用し指導を行い、男女平等や人権意識の向上を図ります。                                          | こども・学校サポート室 | 実施       | 実施    | 実施    | B    |                                                                                                            |

## 基本目標２ 仕事も生活も大切にできるライフスタイルの実現（女性活躍推進計画）

### （１）男女がいきいきと働ける就業環境

| 番号 | 取組／取組の概要                                                                                         | 担当課名    | 指標       | R7 目標   | 実績      | 実績評価 | 備考                                                                                |
|----|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|----------|---------|---------|------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 31 | ◎男女共同参画推進員の募集・支援<br>事業所及び市民団体における男女共同参画を推進するため、事業所等に男女共同参画推進員の設置を進めるとともに、推進員を対象として研修及び情報提供を行います。 | 人権啓発推進課 | 推進員設置    | 100 箇所  | 75 箇所   | C    | 令和 7 年度中に 1 箇所減となった。<br>市の産業担当課等または商工会や各業界団体等が行う事業との連携により、設置を依頼する機会が得られないかなど検討する。 |
| 32 | ◎男女共同参画推進セミナーの開催<br>事業所の管理職・人事担当者等を対象としたセミナーを開催します。新しい生活様式のもとでの働き方などのテーマを加えます。                   | 人権啓発推進課 | 参加者への効果度 | 50%     | 86.7%   | A    | 会場とオンラインのハイブリッド開催にするなど、参加しやすいように工夫をしている。                                          |
| 33 | ◎男女いきいき実践セミナーの開催<br>事業所及び市民団体が男女共同参画に関係するテーマでセミナーを開催する際に、講師を派遣します。新しい生活様式のもとでの働き方などのテーマを加えます。    | 人権啓発推進課 | 参加者への効果度 | 70%     | 95.8%   | A    | コロナ禍で一時期、開催希望がなく実施できていなかったが、募集を続けた結果、令和 7 年度は 1 事業所で実施することができた。                   |
| 34 | ★事業所への男女共同参画に関する情報提供<br>事業所における男女共同参画の推進に役立つ情報をホームページなどで提供します。                                   | 人権啓発推進課 | 情報提供回数   | 2 回/年   | 2 回     | B    |                                                                                   |
| 37 | ◎女性の就職・チャレンジ相談<br>さまざまな立場の女性に合わせた就職等に関する情報提供、個別相談を実施し、支援を行います。                                   | 人権啓発推進課 | 枠数・回数    | 6 枠×2 回 | 6 枠×2 回 | B    |                                                                                   |
| 38 | ★女性の就業支援<br>就業のための講座を開催し、女性が就業するのに必要な情報等を得る機会を設けます。                                              | 人権啓発推進課 | 参加者への効果度 | 70%     | 84.6%   | A    |                                                                                   |

## (2) 男女が共に参画する家庭生活

| 番号         | 取組／取組の概要                                                                                                     | 担当課名    | 指標           | R7 目標 | 実績    | 実績評価 | 備考                                                                                                         |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|--------------|-------|-------|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 50         | ◎男女いきいき地域セミナーの開催<br>区・自治会が男女共同参画に関係するテーマでセミナーを開催する際に、講師を派遣します。新しい生活様式のもとでの男女共同参画などのテーマを加えます。                 | 人権啓発推進課 | 参加者への効果度     | 70%   | 未実施   | C    | 区・自治会等からのセミナー開催希望がなく、実施できなかった<br>コロナ禍前に開催を検討していた区・自治会へ個別に声掛けをする、オンラインでの開催にも対応していくなど、開催希望が増えるよう検討していく。      |
| 51<br>(再掲) | ◎京たなべ男女共同参画週間事業<br>毎年度、男女共同参画週間に、男女共同参画社会基本法の趣旨とともに、ワーク・ライフ・バランスや新しい生活様式のもとでの男女共同参画について、市民の理解を深めるための啓発を行います。 | 人権啓発推進課 | フォーラム参加者の満足度 | 90%   | 96.3% | A    |                                                                                                            |
| 52<br>(再掲) | ◎男女共同参画推進のための講座の開催<br>市民の男女共同参画への意識を高め、各家庭、職場、地域などにおいて男女共同参画がより一層推進されることをめざし、男女共同参画に関連する身近なテーマの講座を開催します。     | 人権啓発推進課 | 参加者の満足度      | 60%   | 96.9% | A    | 2つのテーマで前期、後期の合計4回講座を開催し、興味を持っていただける様にテーマを選定した結果、参加者の満足度は大変高かった。今後も満足度を維持するためのテーマ選びや、参加者を増やすための工夫も検討していきたい。 |
| 63         | ◎男性の家庭生活向上講座の開催<br>ワーク・ライフ・バランスを実現するため、男性の家事及び育児の学習機会を設けます。また、家庭生活での実践に結びつくよう企画内容を検討します。                     | 人権啓発推進課 | 参加者への効果度     | 80%   | 100%  | A    |                                                                                                            |
| 64         | ○パパママセミナーの開催<br>男性の参加を促すため、体験編を3回/年、歯科編を1回/年、土曜日に開催します。                                                      | 子育て支援課  | 男性の受講率       | 50%   | 50%   | B    |                                                                                                            |

## (3) 多様なライフスタイルに応じた子育て・介護の支援

| 番号 | 取組／取組の概要                                                                              | 担当課名   | 指標    | R7 目標 | 実績 | 実績評価 | 備考 |
|----|---------------------------------------------------------------------------------------|--------|-------|-------|----|------|----|
| 69 | ◎保育サービスの充実<br>子育て家庭の保育ニーズに合わせた多様な保育サービスの提供に努めます。また、市立幼保連携型認定こども園の整備など、保育サービスの充実を図ります。 | 保育幼稚園課 | 待機児童数 | 0人    | 0人 | B    |    |

| 番号 | 取組／取組の概要                                                                                           | 担当課名   | 指標       | R7 目標     | 実績          | 実績評価 | 備考                                                                                                     |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|----------|-----------|-------------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 70 | ◎一時的保育事業<br>保育ニーズの増加・多様化に伴い、一時的保育事業の需要増加が見込まれることから、さらなる受け皿の拡大や運営方法の改善を行っていきます。                     | 保育幼稚園課 | 実施箇所数    | 6 箇所      | 6 箇所        | B    |                                                                                                        |
| 71 | ○病児保育事業<br>保護者が安心して就労ができるよう、集団保育のできない病児・病後児を預かります。                                                 | 保育幼稚園課 | 利用者      | 希望者全員の受入れ | 概ね希望者全員の受入れ | B    |                                                                                                        |
| 72 | ○乳児保育促進事業<br>乳児を預ける必要のある保護者のニーズに対応していきます。                                                          | 保育幼稚園課 | 利用者      | 希望者全員の受入れ | 希望者全員の受入れ   | B    |                                                                                                        |
| 73 | ○幼稚園預かり保育事業<br>子育てを支援するため、通常の教育時間の前後等に園児の保育を行います。                                                  | 保育幼稚園課 | 利用者数     | 28,000 人  | 29,873 人    | A    |                                                                                                        |
| 74 | ○ファミリー・サポート・センター事業<br>子育ての援助を受けたい人を援助したい人が支えることで、地域での子育て世帯への支援に繋がります。                              | 子育て支援課 | 会員登録者数   | 600 人以上   | 689 人       | A    |                                                                                                        |
| 75 | ○留守家庭児童会の運営<br>学校の放課後等に就労などで家庭に保護者がいない留守家庭の児童を保護し、その健全な育成を図ります。また、待機児童を出さないためにも施設整備、指導員体制の強化を図ります。 | 社会教育課  | 待機児童数    | 0 人       | 77 人        | C    | 目標は入会希望者全員の受け入れ（待機児童数 0 人）であった。しかし、77 人の希望者を受け入れることができなかった。入会希望者全員を受け入れるためには、希望者数に応じた受入施設、人員の確保が必要となる。 |
| 91 | ○家族介護支援事業<br>家族介護教室や介護者相互の交流会の実施により介護者の介護負担軽減を図ります。                                                | 高齢者支援課 | 交流会等参加者数 | 250 人/年   | 407 人/年     | A    | 対象者に対してのアプローチが確立していることと、講座開催する際には広報やポスターで周知を行ったため目標を上回ることができた。                                         |

## 基本目標3 共に支え合い活躍することができる地域の実現

### (1) 男女が共に参画することによる地域活性化

| 番号         | 取組／取組の概要                                                                                         | 担当課名    | 指標          | R7 目標 | 実績    | 実績評価 | 備考                                                                                                     |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------|-------|-------|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 94         | ○審議会等における女性登用率の向上<br>審議会等の登用率の向上に向けて、継続的な調査を行い、調査結果を踏まえた関係機関への働きかけを行います。                         | 人権啓発推進課 | 女性委員の割合     | 37.0% | 41.2% | A    | 年度による変動の中で、前年度と比べ0.3ポイント減少した。<br>所管課から各種団体等へ推薦依頼をする際の参考文例を作成し、周知した。                                    |
| 95<br>(再掲) | ◎男女いきいき地域セミナーの開催<br>区・自治会が男女共同参画に関係するテーマでセミナーを開催する際に、講師を派遣します。新しい生活様式のもとでの男女共同参画などのテーマを加えます。     | 人権啓発推進課 | 参加者への効果度    | 70%   | 未実施   | C    | 区・自治会等からのセミナー開催希望がなく、実施できなかった。<br>コロナ禍前に開催を検討していた区・自治会へ個別に声掛けをする、オンラインでの開催にも対応していくなど、開催希望が増えるよう検討していく。 |
| 96<br>(再掲) | ◎男女いきいき実践セミナーの開催<br>事業所及び市民団体が男女共同参画に関係するテーマでセミナーを開催する際に、講師を派遣します。新しい生活様式のもとでの働き方などのテーマを加えます。    | 人権啓発推進課 | 参加者への効果度    | 70%   | 95.8% | A    | コロナ禍で一時期、開催希望がなく実施できていなかったが、募集を続けた結果、令和7年度は1事業所で実施することができた。                                            |
| 97         | ○女性交流支援ルーム情報ボックス等利用団体の活動支援<br>男女共同参画の実現をめざし、情報ボックス等利用団体が主催する事業との協催により市民向けの事業を開催します。              | 人権啓発推進課 | 団体主催事業      | 実施    | 実施    | B    |                                                                                                        |
| 98         | ◎女性交流支援ルーム情報ボックス等利用団体交流会の開催<br>情報ボックス等利用団体の活動が活性化するための学習会と交流会を開催し、支援を継続します。                      | 人権啓発推進課 | 交流会         | 2回/年  | 2回/年  | B    | 団体の活動状況について情報交換し、お互いの活動や悩みを共有し、アイデアを出し合う場となっている。また、団体の活動の活性化や支援する講座を、団体から希望内容を募り、実施した。                 |
| 99         | ★市民による主体的な地域課題解決の仕組みづくり<br>協働によるまちづくりの担い手である区・自治会、市民活動団体等が、それぞれの強みを生かしながら活動が行えるよう仕組みづくりや支援を行います。 | 市民参画課   | 地域ごとの仕組みづくり | 実施    | 実施    | B    |                                                                                                        |

| 番号          | 取組／取組の概要                                                                                         | 担当課名     | 指標    | R7 目標 | 実績    | 実績評価 | 備考                                                                                |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|-------|-------|-------|------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 110<br>(再掲) | ◎男女共同参画推進員の募集・支援<br>事業所及び市民団体における男女共同参画を推進するため、事業所等に男女共同参画推進員の設置を進めるとともに、推進員を対象として研修及び情報提供を行います。 | 人権啓発推進課  | 推進員設置 | 91 箇所 | 75 箇所 | C    | 令和 7 年度中に 1 箇所減となった。<br>市の産業担当課等または商工会や各業界団体等が行う事業との連携により、設置を依頼する機会が得られないかなど検討する。 |
| 114         | ○避難所運営訓練の実施<br>内閣府のマニュアルを参考として、男女共同参画の視点による避難所運営訓練を実施します。                                        | 安心まちづくり室 | 実施    | 1 回/年 | 1 回/年 | B    |                                                                                   |

## (2) 誰もが社会参加できる環境

| 番号  | 取組／取組の概要                                                                 | 担当課名   | 指標                | R7 目標 | 実績    | 実績評価 | 備考 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------|--------|-------------------|-------|-------|------|----|
| 120 | ◎高齢者いきいきポイント事業<br>高齢者にボランティア活動の場を提供することにより社会参加の機会を広げるとともに、生きがいくりの支援をします。 | 高齢者支援課 | 登録者数              | 350 人 | 353 人 | B    |    |
| 127 | ○ひとり親への情報提供・相談支援<br>ひとり親に関する制度を案内するとともに、関係機関と連携し、ひとり親からの相談に応じます。         | 子育て支援課 | 母子・父子自立支援員による相談支援 | 実施    | 実施    | B    |    |

## 基本目標 4 安全・安心で健やかな暮らしの実現

### (1) あらゆる暴力の防止（配偶者暴力防止基本計画）

| 番号  | 取組／取組の概要                                                                                                                           | 担当課名    | 指標          | R7 目標 | 実績   | 実績評価 | 備考                        |
|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------------|-------|------|------|---------------------------|
| 133 | ◎デートDV防止のための教育・啓発事業<br>若い世代を対象とした交際相手からの暴力防止のため、高校生や大学生を対象とした啓発事業を行います。                                                            | 人権啓発推進課 | 啓発事業参加者の理解度 | 80%   | 97%  | A    |                           |
| 134 | ◎女性に対する暴力をなくす運動週間事業<br>田辺警察署と連携し、さまざまな暴力への理解を深め、暴力に対する意識啓発（街頭啓発、講演会等）を実施します。                                                       | 人権啓発推進課 | 講演会参加者の理解度  | 80%   | 82%  | B    |                           |
| 135 | ○子どもへの虐待防止事業<br>児童向けにSOSカードの配布を行うとともに、幼稚園、保育所、小中学校と連携を図ります。また、児童虐待防止推進月間において、啓発活動を重点的にを行います。                                       | 子育て支援課  | 実施          | 実施    | 実施   | B    |                           |
| 138 | ◎女性の相談室<br>女性のための相談（専門相談、法律相談、一般相談）を実施し、女性が生きていく中でさまざまな悩みを聴き、共に考え、次の一歩を踏み出すための支援をします。専門相談においては、定期相談に加え、夜間相談、出張相談を行い、相談の機会の充実を図ります。 | 人権啓発推進課 | 実施          | 実施    | 実施   | A    | 相談件数及び実人数とも過去4年間の実績を上回った。 |
| 139 | ○DV等関係機関との連携<br>DV等相談に係る関係機関及び庁内関係課担当者の会議で、相互の連携協力を更に強化し、個々の事案について、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有し、適切に対処できる仕組みを作ります。                        | 人権啓発推進課 | 会議開催回数      | 2回/年  | 2回/年 | B    |                           |
| 140 | ○家庭児童相談室における相談<br>18歳未満の児童に関するさまざまな問題について、家庭や関係機関等からの相談に応じ、助言・指導などを行います。                                                           | 子育て支援課  | 実施          | 実施    | 実施   | B    |                           |

| 番号          | 取組／取組の概要                                                                                                                            | 担当課名    | 指標   | R7 目標 | 実績    | 実績評価 | 備考                          |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|------|-------|-------|------|-----------------------------|
| 141         | ◎男性のための相談<br>男性のさまざまな悩みを解消するために、男性のための電話相談を実施します。                                                                                   | 人権啓発推進課 | 相談回数 | 4 回/年 | 4 回/年 | B    |                             |
| 145<br>(再掲) | ◎女性の相談室<br>女性のための相談（専門相談、法律相談、一般相談）を実施し、女性が生きていく中でのさまざまな悩みを聴き、共に考え、次の一步を踏み出すための支援をします。専門相談においては、定期相談に加え、夜間相談、出張相談を行い、相談の機会の充実を図ります。 | 人権啓発推進課 | 実施   | 実施    | 実施    | A    | 相談件数及び実人数とも過去 4 年間の実績を上回った。 |

## （２）生涯を通じた心身の健康

| 番号  | 取組／取組の概要                                                                                        | 担当課名   | 指標   | R7 目標  | 実績  | 実績評価 | 備考                                                                                    |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------|--------|-----|------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 150 | ○妊産婦の健康診査の充実<br>1 回の妊娠につき基本健診 14 回分と各種血液検査等、併せて産婦健診 2 回分を公費助成します。対象者全員へ受診券を発行し、妊産婦健康診査の受診を促します。 | 子育て支援課 | 実施   | 実施     | 実施  | B    |                                                                                       |
| 151 | ○妊婦歯科健診の充実<br>1 回の妊娠につき 1 回、歯科検診を公費助成します。対象者全員へ受診券を発行し、妊婦歯科健康診査の受診を促します。                        | 子育て支援課 | 実施   | 実施     | 実施  | B    |                                                                                       |
| 154 | ○健康相談・訪問指導<br>一般健康相談、こころの健康相談、各種健康教室時の健康相談、訪問など保健指導を充実します。                                      | 健康推進課  | 健康相談 | 70 回/年 | 5 回 | C    | 令和 2 年度開始の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業により、老人会での健康相談が高齢者の居場所事業で実施するようになったことが、減少している大きな要因と考える。 |

| 番号  | 取組／取組の概要                                                            | 担当課名  | 指標   | R7 目標  | 実績    | 実績評価 | 備考                                                                                    |
|-----|---------------------------------------------------------------------|-------|------|--------|-------|------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 155 | ○健康教育の推進<br>健美セミナー（30 歳代）、楽歩塾、地域への健康教室、がん検診などでの健康教室を充実します。          | 健康推進課 | 実施回数 | 60 回/年 | 34 回  | C    | 令和 2 年度開始の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業により、老人会での健康教育が高齢者の居場所事業で実施するようになったことが、減少している大きな要因と考える。 |
| 156 | ◎健幸パスポート事業<br>住民が主体的に健康づくり事業を知り、参加することで、自分自身の健康についての意識を高めることを目指します。 | 健康推進課 | 応募者数 | 450 人  | 471 人 | B    | 市民まつりで一つのブースに特化し、抽選くじをつくるなど啓発の仕方を工夫することで、応募者数を増やした。                                   |

#### 4 意識度チェックの概要

令和7年度に実施した全事業（156事業）について、男女共同参画の視点での意識を持って取り組むことができたか、各担当課が5つの項目をチェックして振り返りました。

| チェック項目                                 | ○となった事業の割合 |        |        |
|----------------------------------------|------------|--------|--------|
|                                        | 全体         | 重点取組   | 関連する取組 |
| 1 事業の企画・立案・実施にあたり、男女双方の意見が施策に盛り込まれている  | 85.9%      | 92.0%  | 83.0%  |
| 2 事業実施にあたり、男女双方にとって参加・使用しやすいよう配慮がされている | 97.4%      | 100.0% | 96.2%  |
| 3 男女共同参画の視点に配慮した表現で広報・情報提供を行った         | 92.3%      | 94.0%  | 91.5%  |
| 4 計画に掲げる基本目標を意識して取り組んだ                 | 86.5%      | 98.0%  | 81.1%  |
| 5 事業分野における男女共同参画の促進に向けて取り組んだ           | 77.6%      | 92.0%  | 70.8%  |
| 5項目合計                                  | 87.9%      | 95.2%  | 84.5%  |

各チェック項目について、おおよそその事業で取り組むことができおり、年々割合が増加しているものの、依然として「関連する取組」では、「重点取組」に比べて取り組めている事業の割合が低く、特にチェック項目5に取り組めた割合が低くなっています。

#### 5 まとめ

令和7年度に実施を予定していた事業は、概ね実施することができました。

また、令和7年度は10か年計画の中間年度となっておりましたが、実績評価の対象とした「重点取組」のほとんどが、令和7年度までの目標水準どおりまたはそれ以上の実績を上げることができました。

すべての実施事業を対象とした意識度チェックにおいては、多くの事業で男女共同参画の視点を持って取り組むことができていたものの、一部の項目ではさらに担当課への意識を促していく必要があるという調査結果でした。

令和8年度以降は改訂後の計画に基づき、男女共同参画の視点での意識を持って各取組を推進し、男女共同参画のための施策をより一層充実させていきます。